

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席2人、出席12人であります。欠席の山下正浩議員は所用のため欠席の届出が
あっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。通告に基づき、順次質問を許します。

9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 通告書に基づき、一般質問を行います。

（1）観光事業について。

①道の駅大山周辺観光事業の進捗状況についてですが、令和4年第2回定例会で、前商工観光
水産課課長より道の駅大山周辺観光振興計画の作成に向けて取組を進めており、マリン体験やア
ウトドアに関すること、アンケート調査とか、その中で検討していく予定との答弁でしたが、そ
の後どのようなになっているのか、進捗状況を伺います。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○中川 亮商工観光水産課長 お答えいたします。

本市におきましては、道の駅大山周辺の豊かな資源を点から面につなげる新たな観光ブランド
戦略の確立に向け、その基本的な考え方と今後の方向性を示した道の駅大山周辺観光振興計画を
令和5年3月に策定をしたところでございます。

お尋ねのありました取組の進捗状況についてでございますが、同計画のアクションプランに位
置づけております施策として、現在、道の駅大山を起終点とするサイクリングロードの整備に着
手し、観光客の滞在時間延長に向けた周遊ルートの確立に向け、取組を進めております。

また、本年3月には、道の駅に隣接する河野公園敷地内に新たなモニュメントを設置し、これ
を核とした情報発信や誘客促進を図っているところでございます。

さらに、道の駅施設内におきましては、オリジナルメニューの新商品開発や、既存メニューの
ブラッシュアップを進めることで、ここでもしか味わえない魅力や付加価値の創出にも取り組んで
いるところでございます。

今後におきましても、隣接する伊尾木漁港内の穏やかな水域を活用したマリン体験メニューの
開発や教育旅行の受入れに加え、民間事業者による各種イベントの伴走支援など、同計画に基づ
く施策の着実な実行に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 大山風致公園へのキャンプ場整備については、前副市長より道の駅立地エリアを共にする大山風致公園につきましても、観光振興計画に盛り込んでいくかどうか検討してまいりますとの答弁がありましたが、その後どのような状況なのか伺います。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○中川 亮商工観光水産課長 お答えいたします。

大山岬公園、風致公園でのキャンプ場整備についての御質問でございますが、コロナ禍以降のキャンプ需要の高まりを受け、県内ではアウトドアメーカーを誘致したキャンプ場が多数整備をされておりますが、コロナ規制の緩和や他のレジャー回復に伴いまして、現在ではその需要も落ち着き、市場は縮小基調との報道もございます。東部圏域におきましても、複数のキャンプ場が整備され、需要が飽和傾向にある中、新たなキャンプ場整備につきましては、初期投資や維持管理費といった財政負担に加えまして、安定的な利用者確保というリスクも生じますことから慎重な判断が必要であると考えております。

しかしながら、以前にも議員から御指摘いただきましたとおり、当該公園は、川や海に近接しない内陸に位置しているものの、山間部ならではの自然環境や眺望を有したアウトドアにも適した環境であり、また、同じエリアに立地する道の駅大山との連携にも十分期待できるものと認識いたしております。キャンプ場整備につきましては、現時点では先ほど申し上げた観光振興計画への位置づけはございませんが、今後、近隣類似施設の利用状況や民間事業者の動向、また来訪者ニーズの変化なども踏まえまして、その必要性や妥当性を慎重に見極めながら、まずは計画の着実な実行と大山周辺の観光振興の底上げに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 今、県外から中学生ですかね、教育旅行などに来ていろいろたくさんの方が来られてますので、あの場所を生かすと自然体験には最適な場所になると思いますので、積極的に取組をお願いしておきます。

続きまして、②安芸駅周辺の整備について。

令和7年第2回定例会で、安芸駅周辺の整備について質問しましたが、商工観光水産課課長と横山前市長より安芸駅周辺をはじめとした中心市街地の景観保全、環境美化の重要性は認識しており、環境意識の向上に向けて取り組んでいくと答弁いただきました。その後、市民の皆さんより、花壇があるのになぜ花を植えないのかとの疑問の声を聞きます。美化活動があまり進んでいるようには思えないですが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 建設課長兼自動車道推進室長。

○近藤雅彦建設課長兼自動車道推進室長 安芸駅前ロータリーを管理しております建設課のほうから答弁させていただきたいと思います。

現在、安芸駅前ロータリー周辺の維持管理につきましては、6月議会と答弁重複いたしますけれども、景観の維持及びロータリーを利用する車両の通行や視界の妨げにならないよう、毎年、草刈りや生け垣の剪定を業者へ委託し、状況を見ながら春から秋にかけて2回程度実施していま

す。しかしながら、議員御指摘のとおり、駅前ロータリー周辺には現在花が植えられておりません。安芸駅は本市の玄関口でもあり、日頃から市内外の多くの方が利用されています。花を植えることは良好な景観の形成はもとより、駅を利用される方への癒やしや市のイメージアップにつながり、有意義であるものと考えております。今後、花の植栽に向けて地域の気候特性、土壌など、生育条件を踏まえた花の選定、管理方法やその頻度等について専門業者にも確認しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） その駅周辺の草刈りは11月にまた行ってくれてますが、草はすぐに茂ってきますし、やはり花壇には花を植えるべきではないかと思います。安芸市の玄関先で観光客を迎え入れ、おもてなしすることは非常に大事であると思います。

その駅から南方向の街路樹の根元には花が植えられ、内原野焼の立派な鉢植えにも今現在花が植えられています。これはシルバーの方がやっておられると思いますけど、年に2回か3回ぐらい見ますが、そのときに一緒にシルバーの方をお願いしてやっていただいてもできるんじゃないかな、時間的には多分できる時間があるんじゃないかと思いますが、そういう検討はお願いできないでしょうか。伺います。

○佐藤倫与議長 建設課長兼自動車道推進室長。

○近藤雅彦建設課長兼自動車道推進室長 安芸駅から南方向に向けての市道駅前線の道路沿いの花壇につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、シルバー人材センターのほうへ花の植栽等管理を委託しております。今回、駅前ですね、花植えにつきましては、先ほど検討してまいるといことで答弁させていただきまして、どこへどう委託するかというのはですね、ちょっとそういった管理の方法とか、そういったものを含めまして、それも併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） よろしく申し上げます。

続いて（2）交通安全対策について。

①の安芸市交通安全条例第5条についてですが、内容は反射材その他の交通安全用品の利用促進等を行うものとする旨と制定していますが、制定後、市民に浸透していると思われますか、伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 お答えをさせていただきます。

反射材の着用が浸透しているかにつきましては把握することは難しく、どの程度浸透しているかなどにつきまして具体的にお答えすることはできかねます。

反射材の着用につきましては、夕暮れ時や夜間における歩行者の交通事故防止策として大きな効果がありますことから、これまでも市総務課窓口での配布と周知、安芸署などと連携した市内量販店や安芸駅での配布活動、また高齢者宅を戸別訪問しての配付と着用の呼びかけなどのほか、

昨年度には市内各小学校及び安芸中学校に対しまして全児童生徒数に応じた数量の反射たすきを配付してまいりました。

一人でも多くの皆様に反射材を着用していただけるよう、引き続き安芸市警察署や関係団体と連携しながら取り組んでいっておるところですし、今後も力強く取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 最近は日が暮れるのが早くなり、夕方よりウォーキングやジョギングしている人の姿が見えにくくなっています。反射材を着用していないと全く見えないので、車を運転していて何度か危険を感じたことが最近でもあります。まだ市民に十分浸透していないのではないかと思います。

この12月初め、午後の6時30分前後やったと思いますが、本町通りを私、車運転してまして、十字路の路地よりランニングしている若い方です、20代だったと思いますが、急に飛び出してきました。服装も黒い服装で、反射材も全く着用していなかったのも全く気づかず、本当に冷や汗かいたことでした。そういった若い方、結構反射材、たすきしてないがですよね。高齢者はよくしてるの見かけますけど、長いので、普通の反射材は。ランニングする方、具合が悪いがですよね。私も昔、以前は夜ランニングしてましたけど、よく駅伝で使うたすきですよね、あれは縛れるので、くくって走れますので、それに反射材がついてるのが何かありますので、そういったことの推進なんかもぜひやっていただきたいと思いますし、特に市の職員も夕暮れにランニングしている人がたくさんいると思います。中には全く反射材をつけてない方もいます。ライト、前につけてる方がいますけど、ライトは前は見えるけど後ろからは見えないがですよね。だから、ちょっとした反射材テープでもつけとけば、車が後ろから来たときも分かるので、やっぱりそういう指導をしていただきたいと思います、各課においてはそういった注意は行っているのかお聞きします。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 先ほど議員のほうから着用していない職員を見かけたとのことでございますが、あくまでも任意でございますものの、とはいえ、模範となるべく、市の職員に対しましては早朝含め夕暮れ、夜間の時間帯に歩いたりランニングしたりするときなどには、当然工夫をして皆さんから目につくようなものを意識して着用していくように引き続き促してまいりたいと考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 先ほど総務課長も言われたように、市民の模範になっていただきたいので、ぜひ各課でそういったことの指導をよろしくお願いしておきます。

②の夜間反射材の着用率についてですが、自転車の夜間走行時、古くなった自転車は後ろの反射板が見えにくくなっていて、これも全く気付かないときがあります。前はライトがついてるので分かりますが、後ろがそういうときがありますが、自転車の運転手にも自転車の整備を含め、

夜光反射材の着用を呼びかける必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 お答えをいたします。

自転車の反射材についての御質問でございますけれども、自転車の後方につけます反射機材につきましては、夜間、自転車で走行する際には前照灯に加え尾灯をつけるか、もしくは法令で定める基準を満たす反射機材を備え付けなければならないこととなっておりますので、まずもって所有者自身による自転車の適切な管理が必要だと考えております。

市としましては、歩行者用の反射グッズを中心に配布をしておりますが、来年度からは自転車用の反射材も配布物に加えるよう検討してまいりたいと考えております。ただ、配布可能な自転車用の反射材につきましては、あくまでも補助的なものでございますことから、それにより法令の要件を満たすことを保証するものではございませんので、所有者自身による自転車の適切な管理をお願いしたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 最近、自転車で大きな事故もよく聞きますし、かなりの賠償金とか支払いせないかん、いなくなつたということなんかもよく聞きますので、自転車で事故を起こすと加害者にも被害者にもなり得るので、安全のためにも市が率先して啓発活動するようにお願いしておきます。

以前、議会でも言ったことがあります、兵庫県小野市は平成29年6月1日から「夜間歩行者等の安全に関する条例」を施行しています。第3条に、「歩行者は、夜間に道路を通行するとき（緊急を要する場合又は極めて近い近隣地へ赴く場合を除く。）は、懐中電灯の使用、夜光反射材の着用等により、自らの安全確保に努めなければならない。」第3条の2、「自転車の運転者は、夜間に道路を通行するときは、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令に定めるもののほか、夜光反射材の着用により、自らの安全確保に努めなければならない。」と制定して、夜間の交通事故防止に努めていて、市民の意識向上に伴い、夜間反射材の着用率は向上しているとのこと。安芸市としても、この小野市のように市民に義務づけるようにできないものか検討をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 御紹介の兵庫県小野市は、先ほど御説明いただきましたけれども、小野市夜間歩行者等の安全確保に関する条例を制定し、歩行者や自転車の運転者に対し、夜光反射材の着用等により自らの安全確保に努めなければならないと努力義務を具体的に明記しております。本市としましては、繰り返しになるかもしれませんが、反射材の着用はあくまでも任意でございますので、今のところ条例による義務化までは考えておりません。

反射材の着用は夕暮れ時や夜間における歩行者の交通事故防止策として大きな効果があると考えておまして、市としましては、引き続き関係機関とも連携をしながら、啓発チラシや反射材の配布などに力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 今後、夜間の歩行者の交通事故が増えてくると思いますが、そうなってくると、やはりそういった義務づけ、多少必要なことになるんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

次に、安芸市の自転車のヘルメット着用率の状況は把握できていますか、伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 着用率自体の把握はしておりません。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 中学生などは大部分が着用してますが、まだ一般の方はまだまだ着用率低いと思います。

11月27日、外国人労働者自転車ヘルメットの輪という記事が高知新聞に掲載されていました。宿毛市では、技能実習生など約90人に宿毛市はヘルメットを寄贈、土佐市では来日後の研修を行っている外国人実習生13人と通訳らがヘルメットを着用して市内周辺をサイクリングしてPRをしたとの記事でした。安芸市でも外国の若い人がよく自転車で移動するのを見かけます。安芸署とともに相談され、市内で暮らすそのような人たちにヘルメットを配布し、着用のPRをしてもらうのもアイデアではと思いますし、安全対策にもつながると思われませんが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 お答えさせていただきます。

御質問のあった新聞の記事につきましては、御紹介いただきました宿毛署、土佐署の活動として、外国人労働者を中心にヘルメットの着用促進を図った取組として掲載されておりました。中でも土佐署における記事につきましては、技能実習生の皆さんがヘルメットを着用し、パレードを行った事例でございますが、一定数の外国人実習生を集中的に把握できるという条件の下でヘルメット着用を呼びかけ、自転車でのパレード走行により地域全体にヘルメット着用を促した取組を紹介したものと承知しております。大変興味深い取組で、本市としましてもその取組に共感するところでございますが、まずは配布というよりはヘルメットの着用の重要性について、同じ市民として広く周知していく必要があると考えますので、外国人をお雇いになっている事業主様等に対しまして、ヘルメットの購入に対する補助金上限2,000円がございますのでまずはそのことの情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 外国より実習に来てる方なんかは移動手段が自転車しかありませんので、結構長い距離を自転車で移動されてます。やはり外国の方々はヘルメット着用というのがあまりなじみがないみたいですので、そういったことのほうから雇用されてる職場のところとかそういったところから話をしていって、できれば警察署と相談していただいて、そういった配布ができるならばありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、③安芸市交通安全指導員の出務状況について。

現在、交通安全指導員は何名なのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 現在9名でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 市としては何名確保しないといけないのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 安芸市交通安全指導員要領で定数 11 名と規定しておりまして、最大で 11 名でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） それでは、毎月の出務は何日あるのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 令和6年度の毎月の実績でよろしいでしょうか。

出務の延べ日数でお答えさせていただきます、実績をですね。4月、69日分、5月、28日分、6月、28日分、7月、25日分、8月、38日分、9月、72日分、10月、26日分、11月、31日分、12月、85日分、1月、73日分、2月、28日分、3月、29日分で行っていました。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 結構、出務する日数がありますよね。それでは、指導員の報酬はどのようになっているのか。毎月なのか、出務ごとなのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 1人1回出務当たり3,500円をお支払いをしております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 安芸市納涼祭の出務者が8月2日、4名、8月3日、1名ですが、以前はほぼ全員が出務し、交通整理に当たっていたはずですよ。というのも、私も十数年交通指導員携わっていたので状況よく分かりますが、夏の暑い日中、長時間の出務は結構大変でした。当時は出務するのが指導員として当たり前という指導員個々の考えだったと思いますし、そういう責任感があつたように思います。だから、今年の出務の人数を聞いて大変驚きましたが、その納涼祭の交通整理が手薄になっているのではと心配にもなりましたが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 主に交通安全指導員の皆様方には定期的な交通安全運動期間中であるとか毎月の出務について定期日に立っていただいておりますけれども、先ほど御質問ありました納涼祭とかその他のイベント等につきましては、指導員さんの仕事の事情とか家庭の事情によって出務できる人、できない人がいらっしゃるんですね、一律に必ずしも出てくださいますというよりは、出務できる交通指導員の皆様が確定した後、各イベントの主催者、事務局等が残りの方につきまして、別の警備員を雇うとかそういう対応をしておりますので、以前は必ずしも全員

が出てやろうぜというところがあったかもしれませんが、今はちょっとそういう状況ではないということで理解をしております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 同じく10月26日の商い甲子園ですが、これも2名しか出務していません。これも以前は何名かで交代しながら交通整理に当たっていましたが、今までは8月中にこれも行われましたので、今年は10月でしたので暑さは大分和らいでいたと思いますが、やはり数名で交代ということは、なかなか大変で負担が結構多いはずですよ。だから今、先ほどから言ってます納涼祭とか、この商い甲子園、ほぼ同じ方ですよ、出てるのが。すごく負担を感じると私は思います。本人、口には出してないですけど。

やっぱりこういったことは、最近そういう状況でお勤めの方がやられてるとかそういう方が多いと思いますが、やはり大きな、安芸市の大きなイベントではやっぱり出なければならないという義務感が以前はありましたし、言われなくても出てました。だから、そういったことを考えてこれからやっぱり数名の人が偏らないようにもう少し改善する余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 交通安全指導員の皆様につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございますが、毎年の計画的な活動として、月3回の定期日の街頭指導、春・秋、年末年始の3回の交通安全運動期間中の街頭指導、もしくは先ほど御質問のございました納涼祭や商い甲子園、また加えて小中学校のマラソン大会など、各種イベントといった行事にも各団体からの要請を受けて参加して出務をしております。交通指導員の皆様につきましては、それら毎月の定例会での意見交換や情報共有を行って役割を確認する場がございます、それは毎月やっております。そういったことで皆さんには御協力いただいて、一定程度出務しているものと認識しておるところでございます。

一方で、各種団体等からのイベントや行事の出務要請の部分につきましては、やはり仕事の状況や家庭の事情など個々の事情もございますことから、市としましては、全ての機会において一律に出務を求めているところでありまして、できればもちろん皆に参加してもらいたいんですけども、そこは柔軟に可能な時間、可能な範囲で出務をお願いしている状況でございますので、御理解賜りますようお願いしたいと考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 交通指導員は立派な制服、そして冬は防寒着等も支給されてます。そういったところにもお金を使ってやっていますので、ちょっともうちょっと意識づけが大事じゃないかと。今の現在の指導員の方と話していてすごく感じましたし、やっぱりある程度人数が欲しいから誰でもかんでもというのはちょっとどうかなと思いますし、もうちょっと市のほうから、なかなかね、人がおらんのをお願いするのも難しいと思いますけど、やはりもうちょっと責任を持って受けていただく方を、ちょっとあとまだ2名、3名足らんですか、2名ですかね、

足りないと思いますので、していただきたいと思いますが、以前はJ A、農協の職員が常に1名配属されていましたが、現状はどのようになっているか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 現役でお勤めの農協職員さん等はいなくてですね、OBの方になっていただいている部分がありますが、なかなか現役というのは難しいかもしれませんが、先日、山下裕議員のお話も受けてですね、ちょっと農協のほうへどうだろうというような話はさせていただいたところでありまして、検討といいますか、お話を承りましたというお返事をいただきまして、その点、一定、中でももんでくれているのかなというふうな印象を持っております。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 大きな市では、企業とかそういった大きなところが防災とかそういう交通指導なって協力してるようなところも聞きますので、やはり以前、農協は必ず1名配属してくれてましたので、ちょっとそういうところをお願いしていただけたらいいと思います。

次、（3）旧庁舎跡地活用について。

①基本計画についてですが、民間提案の意見についてですが、まずはパブリックコメントによる市民の意見や地域団体等を対象とした意見交換会の内容など、市民がどういう反応なのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えいたします。

基本計画素案の公表後、今年6月にはパブリックコメントを実施し、施設のコンセプトや導入機能、災害対策など幅広い意見がございました。中でも図書館の蔵書充実やコミュニティー機能の強化を求める声、飲食機能の導入や防災機能の向上を望む意見が多く寄せられたところでございます。

また8月には、複合交流施設完成を見据え、地域団体事業者の皆様とのワークショップを開催いたしました。この会では、にぎわいづくりや地域との連携について、施設内で行われるイベントを単発で終わらせるのではなく、そのイベントと関連づけて、周辺地域や商店街、観光地等へ人の流れを誘導する仕掛けづくりといったまちぐるみで連動する提案などを、地域経済の浮揚にもつながる多くの御提案をいただいたところでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 具体的な進捗状況が分かれば伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 現時点ではそのような御意見を賜りまして、これから実施方針及び要求水準書というものを策定してまいります。実施方針というのは、今議会で市長開会挨拶にもございましたけれども、これからの進め方の考え方や方向性ですね、ルールといったもの、それをお示ししたものが実施方針です。そして要求水準書というものがございます。これは一定の水準であったり基準であったり、どういう質のものをつくっていただくべきなのか、それ以上の

ものを民間の事業者さんに提案してくださいというふうに、これらは要求水準書は素案になりますけれども、これを12月の末までに公表することとしております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 市民からの声に元気風呂を複合施設に設置できないものかと聞かれましたが、これは検討の余地はあるのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えいたします。

元気風呂の継続につきましては、市民の皆様から複数の御意見をいただいていることは承知をしております。現在、所管課においては現行施設の老朽度や改修に要する概算費用の調査を進めておりまして、まずはその結果をしっかりと見極める必要があると認識をしております。

その上で、本日お尋ねの複合交流施設での導入可能性について申し上げます。旧庁舎跡地に整備する複合交流施設は、図書館や文化ホールなどの学び、交流機能を中心とするものでございまして、公衆浴場の導入は、スペースや事業費、維持管理の観点から想定をしていないものでございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） なかなか条件的に難しいとは思いますが、そのキャッチフレーズですかね、人が集まり、にぎわいが生まれる魅力ある施設、そういった元気風呂機能がついたやつがあれば、そういう施設になるんじゃないかと思いましたので、検討できればお願いしたいと思いますが。

続いて、複合施設が整備されると、当然商店街にも人が訪れるまちづくりを考えなければなりません。安芸市中心商店街等振興計画は何年度から取り組んでいるのか、その具体的な取組内容を伺います。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○中川 亮商工観光水産課長 お答えいたします。

御質問いただきました安芸市中心商店街等振興計画につきましては、本市の構造的な課題であります人口減少や高齢化の進行に加え、県立高等学校の統合や市庁舎の移転、高規格道路の延伸など、人の流れや商業環境の急激な変化に対応するため、安芸市中心商店街等振興協議会が令和4年5月に策定をしたものでございます。

計画期間のお尋ねでございますけれども、令和4年に策定された当初計画につきましては、令和4年度から6年度までの3か年を、また本年3月に策定いたしました第2期計画では、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間としているところでございます。

取組の具体例とお尋ねでございますけれども、この計画につきましてはですね、商業者や関係団体が連携し、中心市街地のにぎわい創出や活性化、新規出店支援、買物環境の維持向上、そして地域コミュニティの再生などを目的としておりまして、各種イベントの実施などを中心にですね、中心商店街、本町商店街が主体的に取組を進めているところでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 高校生を中心にしたイベントとか、いろいろよくイベントやられてますので、にぎやかにはなっているとは思いますが、このにぎわいを継続していけるのか少し心配もしてます。一過性で終わらないようによろしくお願いします。

続きまして、② P F I 方式についてですが、メリット・デメリットについてですが、どのようなメリットが考えられるのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えいたします。

P F I の主なメリットといたしましては、まず設計から運営までを一括契約することで、全体最適が図られ、コスト縮減が期待できる点でございます。さらに、民間事業者のノウハウを活用することで、効率的な維持管理やサービス水準の向上が見込まれること、また初期投資を民間が担うことで、財政負担の平準化につながることで上げられます。このほか、工期の短縮、工事期間の短縮などの効果も期待されるところでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） いろいろとメリットがたくさんあると思いますが、ちょっとデメリットとしてですが、地元業者が参入できないのではと懸念する声もあります。また、企業の撤退などは考えられるのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えをいたします。

地元業者のですね、参入とか協業っていったところですね、ここにつきましては大変大規模な事業となります。参入できる事業者、民間事業者は本当に限られた事業所になります。これでは不公平感が出てくるかなと思います。中にはですね、下請をしていただける場合もあるかと思います。そして、民間さんが、地域の民間事業者さんが参入しやすいように、または特典を得られるようにこの公募していく段階で審査をしていく基準がありますけれども、その審査の段階においては、地元の事業者さんをですね、優先的に協業関係にあるというようなところには加点をするであるとか、そういったですね、一定の配慮は必要ではないかなと思っております。ただ、あまり地域のこういった大きな事業にですね、市内事業者にこだわってやると、今度は大本の事業者さんがそれでは参入できなくなるというようなデメリットもございますので、今回の事業については、建設費で約 54 億円ぐらいいを超える事業でございますので、その辺については地元にとっても一定の経済的な効果が上がるように我々は一生懸命努力してまいりたいなというふうには考えております。

あと、御質問の撤退があった場合というようなところ、ここについては審査の段階でどういった企業さんがどういう計画を立ててやるのかってことはしっかりと見極めてまいりたいなと思います。今回は P F I ですので、向こう 15 年間、この事業ですね、維持管理も含めて担っていただくこととなりますので、我々は 11 月でしたかね、P F I の審査会をまず第 1 回目開きました。

専門家の方々にですね、まずはこの辺のところについてはしっかり見極めていただくよう、プロジェクトを組んでですね、進めてまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） この P F I 方式、安芸市も初めての取組だと思いますが、平成 31 年 3 月に宿毛小中校舎建設を高知県内で初めて P F I 方式で実施し、校舎の設計、建設、維持管理費などの 30 年間 42 億 9,492 万円で行い、当時事業費は 9 億円以上の削減が見込まれるということを知っていました。かなりの事業費が削減できるということでしたが、安芸市の複合施設の事業費の縮減が、建物にもよると思いますが、どれぐらい縮減できているのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えをいたします。

P F I 事業を導入した場合の縮減、削減効果につきましては、試算の結果、現時点ですね、試算の結果、従来方式と比較しまして事業期間全体で約 2 億 4,000 万円、率にして 3.2%の削減効果が見込まれているところでございます。これは現時点です。V F Mっていうふうに削減効果を表現するわけですが、支払う費用に対してどれだけの価値が得られるのか、これを V F M と申します。これを示す指標であり、この試算値は P F I 方式のほうが従来方式より合理的であると判断する際の一つの材料となるものでございまして、2.4 億円と率にして 3.2%という数字ですが、これは今後ですね、入札等またはその民間の事業者、請け負う事業者によってはさらに効果が出る場合もございまして、実例として他市でもですね、当初より相当額の削減効果があつてるところもあります。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 初めての取組でちょっと耳にするのは、民間主導でいかれたら困るぞというようなことも聞きましたので、担当課頑張つてやっておられると思いますので、よろしくお願ひしますが、事業者の選定についてですが、来年度にプロポーザル方式で決定とのことですが、業者からの問合せは何社ぐらいあつていますか、伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えをいたします。

これまで実施したサウンディング調査によりますと、建設、維持管理、運営分野の全国の企業を対象に意向確認を行ったところ、複数の事業者から高い関心が示され、参入について前向きな意向を確認しております。また、この図書館やホール、文化ホールですね、それと商業機能を備えた複合交流施設のこういった整備は、全国でも類似事例が多くございまして、民間事業者が参画しやすい事業内容であるとの意見も寄せられております。なお、個別の企業名や具体的な件数については、競争性の確保や企業秘密の観点から現時点でお答えできないものですが、複数の事業者から積極的なアプローチを受けている状況でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） それを聞いて安心しましたが、よろしくお願ひします。

③の災害対策について。

津波浸水対策についてどのように考えているのか。ピロティーなしとありでの案が出されていますが、どのような検討されているのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えいたします。

基本計画ではピロティー形式を含む複数の建築方式を選択肢として位置づけておりまして、現時点でもいずれの方式においても採用可能であるとの整理に変更はございません。ピロティー形式につきましては、津波浸水時に主要機能を守ることができるなどの防災上の利点がある一方、事業費増加の可能性や国道沿いのにぎわい形成への影響といった課題もございます。先般開催した P F I 審査委員会においても特定の方式に偏った意見は示されず。基本計画に沿って複数案を前提とした審議が行われたところでございます。市といたしましては、こうした委員会での議論や、今後の民間事業者からの提案内容を踏まえ、防災性と中心市街地の活性化の両面を考慮した多角的な検討を進めてまいります。その上で、現行の基本計画を基礎とした実施方針を取りまとめ、近く公表する予定としております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） ピロティー方式で建設すると、津波から命を守り、特に 1 階が駐車場になれば、駐車場としてのスペースも広くなり、雨の日や夏の暑い日などに車を止めるのに非常に便利で、という、そういう利点なども出てきますので十分に検討するようお願いしておきます。

続いて、避難場所機能についてですが、避難場所機能にもということ聞いてますので、その収容人数は何人の想定をしているのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 お答えをいたします。

旧庁舎の跡地は最大クラス津波 L 2 で約 6.5 メートルの浸水が想定されることから、新たなこの複合交流施設においても、従前同様、緊急避難場所としての機能を確保する方針でございます。具体的には、停電時にも対応できる非常用発電設備や防災倉庫、防災備蓄倉庫の整備、また、夜間・休館日でも屋上へ避難できる屋外避難階段の設置を計画しております。主要機能については浸水リスクを避けるため 3 階以上に配置し、高所避難施設としての役割を持たせる予定です。収容人数につきましては、館内レイアウトがまだ確定していないため、現時点で明示ができないものですが、モデルプラン、今あるモデルプランでは、3 階図書館と 4 階のコミュニティスペースの、ここ合わせて約 2,400 平方メートルでございます。これに加えて、屋上の一時避難場所として活用する想定と。そこ、3 階、4 階、屋上というところを避難所として想定をしているところでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） この安芸市の中心地に旧庁舎跡ですよね、避難場所として機能す

る建物ができれば、周辺の住民の方は本当に安心できると思われしますので、しっかりした災害対策をお願いしておきます。

続いて、（4）環境整備事業について。

①火葬場管理運営事業についてですが、令和 7 年 10 月に委託契約が終了し、新たにプロポーザル方式で契約を行う予定だったが、なぜ延期になったのか、その理由を伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 お答えいたします。

現行契約は、令和 4 年 11 月 1 日に履行を開始、本年 10 月 31 日をもって 3 年間の満了を迎えることになっておりました。本年 11 月以降の委託事業者選定に向けて準備を進めていたところ、当該担当職員が 7 月より病気休暇になったことから、プロポーザルの開催などの業者選定作業に遅延が生じてしまい、新規の契約をスタートさせる予定としておりました 10 月 1 日からの業務開始が困難な状況になったことから、現在、業務を受託している株式会社五輪と協議を行い、現契約の月額単価で 12 月 31 日までの 2 か月の契約延長を行う変更契約を締結したところでございます。なお、令和 8 年 1 月 1 日からの新規契約につきましては、本年 11 月 10 日にプロポーザル審査委員会を実施し、11 月 21 日に、令和 12 年 12 月 31 日までの 5 か年間の業務委託契約を株式会社五輪と締結しております。

契約事務手続が遅延する結果となり誠に申し訳ございません。以後、こうしたことがないように、進行管理を徹底してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） そのプロポーザル契約は今回何社あったのか伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 今回参加申込みのあった業者は 1 社でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） それでは、最初の入札方式はどのような方式だったのか伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 最初の契約は平成 28 年度の当初契約になりますが、資料が残っておりませんのであれですが、いずれも 1 社のみでだったと記憶しております。

以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） その 1 社でもそういう契約はできるがですか、これ。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 プロポーザルの業者選定を行ってしますので、参加業者が 1 社でも契約は可能でございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 1社で契約、1社だけで契約するということは、ちょっと考えると、その業者の言いなりになるではないですけど、ある程度業者任せになってしまうのではないかと思います、その点は大丈夫ですか。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 公募で参加を申し込んでいただいていますので、そのうちのプロポーザルに参加する、しないはそれぞれの業者の判断になろうかと思います。

なぜ1社しか参加しなかった理由はつてなりますと、明確な理由は分かりませんが、杜の聖苑の火葬炉メーカーであります株式会社宮本工業所は火葬業務を受託している株式会社五輪グループのグループ会社でございまして、技術研修や運転指導など、密接な連携ができていたことが要因になっているのではないかと推測しております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 火葬場なんかは全国でたくさんありますので、そういう扱える業者、ほかにもいろいろおと思いますが、ちょっとそういうところは私も詳しく調べてないのでまた調べてみたいと思いますが、今回、担当者が何か月も休み、契約が延期になっていますが、課長を含め、課の職員が代わりに担当し、サポートするのが普通だと思いますが、なぜそういうことができなかったのか伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 先ほども申し上げましたが、病気休暇による人員が不足した件もありますし、当然サポート体制を取るように課内で業務を分担しておりましたが、着手時期がどうしても私の進行管理の至らぬところで遅れてしまった結果、遅延が生じたものでございますので、全て私の進行管理が原因だと認識しております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 課長が反省しているということでこの件はこれで終わりますが、もう一つ次になります。

②太陽光発電システム設置補助についてですが、過去5年間の補助金申請数を伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 お答えいたします。

まず、令和3年度におきましては、件数10件でございます。令和4年度につきましては、現年度実績分で1件で、翌年度に2件繰り越して実施しております。令和5年度につきましては、現年度実績で6件、翌年度に1件を繰り越して実施しております。令和6年度につきましては、現年度実績で6件、翌年度に2件実施しております、これはまだ現在事業を継続しております。令和7年11月末現在の交付決定件数は8件でございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 令和6年度の予算が120万円で、決算は84万円でした。令和7年度の予算は、設置補助1,550万円という金額になっていますが、大幅に増加した理由を伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 令和7年度につきましては令和6年度中に策定しました地球温暖化対策実行計画の区域施策に基づき、補助金の内容のほうをリニューアルしておりまして、現況の太陽光発電システムの上限額を12万円から20万円に拡充し、住宅用蓄電池設備に上限額40万円、V2H充放電設備に上限額30万円の補助を追加しております。以上、内容を拡充したことによりまして、予算額を増額したものでございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） それでは、申請時から交付決定までの期間はどれくらいかかるのか伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 申請書類に不備がなければ、通常で二、三日、遅くとも1週間以内には交付決定しております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時7分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 山下 裕議員。

○9番（山下 裕議員） 太陽光発電システム補助については、今年の広報あき4月号には、「申請は4月1日から先着順に受け付けます。なお、予算がなくなり次第受付を終了します。」と掲載されています。今年度早々に申込みをしたという市民の方が半年以上待たされて困っているということを10月に入り聞きました。夏の電気代を少しでも節約しようとの思いで申し込みしていたのですが、ここまで延期されていた理由を伺います。

○佐藤倫与議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 お答えいたします。

今年度より新たに要綱を策定しました。先ほど申しました太陽光発電システムの拡充に加え、蓄電池とか、あとV2Hの追加をした補助要綱につきましては、県の交付決定後、直ちに事業が開始できるよう、4月中に要綱改正等の指示はしておりました。4月1日から現行の太陽光パネルの補助システムは、引き続き補助の実施はできるようになっております。問合せのあったケースというのが、その蓄電池を含めたものであったものについては、要綱の策定期間が遅延したことによって、結果としてお待たせすることになったかと思っております。その点については非常に申し訳なく思っております。

要綱の改定が遅れた理由でございますが、先ほども申しましたとおり、担当職員の病気休暇等や保全係の職員の退職等で事務処理が停滞し、結果として遅延が生じてしまったと。これもひとえに私の進行管理の至らぬ部分であったのかなというふうに認識している次第でございます。

以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） この市民の方は、そういう要綱云々のことで5月にはできますと
いうことを聞いていたそうで、業者のほうからも再々問合せをしていただいたけど、何も進展が
ないということでちょっと相談に來られました。

この件も先ほどから言ってます火葬場の件と同様に、課内の連携、伝達ができていなく、市民
に多大な迷惑をかけていることになってます。先ほど課長が責任を負うとおっしゃってましたの
でもうこれ以上聞きませんが、今後このようなことがないようにしっかりした対策をお願いして
おきます。

次、（5）庁舎保守管理費についてです。

①新庁舎の光熱水料について。

6年度の決算金額についてですが、予算1,750万円に対し、決算額2,024万円になっておりま
す。274万円増えています、原因を伺います。

○佐藤倫与議長 財産管理課長。

○千光士 学財産管理課長 お答えします。

予算額と決算額のことだと思いますが、電気料金の当初予算編成に当たっては、前年度までの
使用実績を踏まえるとともに、電気料金単価の動向や節電などによる電力使用量の縮減効果を見
込みますが、エネルギー価格の変動等により年間を通じた見通しを立ちづらい性質があることか
ら、当初予算では一定程度抑制的に計上しておき、年度途中の実績の推移を踏まえ、不足が見込
まれる場合には補正予算などで対応するという考えで予算計上している結果だと思います。

以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） それでは、4年度から2年間の予算と決算の金額と、その差額を
伺います。

○佐藤倫与議長 財産管理課長。

○千光士 学財産管理課長 4年度と5年度のということによろしいでしょうか。令和4年
度は当初予算額700万円、補正後の議決予算額1,130万円に対して、決算額は904万2,089円
です。決算額は、当初予算額に比べ204万2,089円増となっております。

次に、令和5年度については、新庁舎の供用開始時期などの確認を要したことから、当初予算
時点では旧庁舎分の光熱水費を800万円計上し、令和5年第2回定例会において、新庁舎分の補
正予算を承認していただきましたので、既決予算額は1,520万円となっております。決算額は
1,324万2,539円です。決算額は当初予算額に比べ524万2,539円の増となっております。以上
です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） それでは、5年度の決算額1,324万円に対して、6年度の決算額は
2,024万円になってます。その差額を比べると700万円という大幅な増額になってますが、この

増加した金額についてはどのように考えているのか伺います。

○佐藤倫与議長 財産管理課長。

○千光士 学財産管理課長 お答えします。

新庁舎に移転してから、光熱水費が増加した要因ということでよろしいですか。

まず、光熱水費の主に電気料金については、固定費である基本使用料金のほかに、使用量に応じて変動する電力量料金が含まれており、単純に費用で比較することは難しいため、電気料金に係る電力使用量で比較します。その電力使用量で比較しますと、新庁舎の事務所機能は、旧庁舎、水道庁舎及び元気館の事務所機能を集約しておりますので、新庁舎、旧庁舎、水道庁舎及び元気館の電気使用量の合計比較すると、令和4年度は77万8,876キロワットアワー、令和5年度は86万7,954キロワットアワー、令和6年度は103万7,692キロワットアワーであり、庁舎移転前に比べて電力使用量は大きくなっております。電力使用量が大きくなったことについては、1点目として、先ほども触れた元気館及び水道庁舎の事務所機能を新庁舎へ集約したことにより、新庁舎の執務空間面積が旧庁舎に比べ増加したこと、2点目として、新庁舎内東側に旧庁舎になかった市民利用スペースを整備したことによる照明や空調の対象エリアが拡大したこと、3点目として、旧庁舎では構造上整備が困難であった建築物衛生法に基づく空気環境基準を満たすための換気設備を新庁舎に整備したことが上げられます。

以上3点のことから、電力の使用量が増大したことについては、庁舎の設備面、構造面で大きく変化したことが主な要因だと考えられ、庁舎保守管理費の光熱水費が増加したことは、電力使用量が増えたことと、近年の電気料金単価の上昇などエネルギー価格の高騰の影響も重なった結果、増加したものと認識しています。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 新庁舎、旧庁舎に比べるとかなり大きくなってますし、部署も新庁舎に入れたということで、それは分かります。ただ、予算組むときに、そういったことも含めて予算を組んでいるはずなはずですよね。だから同じ流れで予算を組んでないと思いますが。民間では予算オーバーするのは考えられないことで、予算内に収めようと企業努力をします。市職員にはそういうことが見受けられないような気がします。そういうことは各課では指導をしていますか、伺います。

○佐藤倫与議長 財産管理課長。

○千光士 学財産管理課長 新庁舎の消灯時間は夜10時としていますが、供用開始して以降、消灯時間までの消費電力を抑えるため、季節や気温に応じて不要な照明の消灯や不要な冷暖房の電源を一括で落とすなどして、無駄が生じないように試行錯誤しつつ、使用電力量を抑える努力をしています。あわせて、職員に対しても小まめな消灯や不要な電気機器の電源オフなど、節電の徹底を繰り返し呼びかけており、職員一人一人が省エネを意識するよう努めています。今後も引き続き省エネを心がけ、電力使用量の抑制に努めていきたいと思っています。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 7 年度の予算が 1,815 万円になってます。6 年度決算より 209 万円減少しています。これは節約しようという考えで予算を減らせるのか、取っておきますので、また来年このことについて質問いたします。

続いて、②の職員の時間外勤務についてです。

通常の勤務時間は何時から何時までか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 お答えをいたします。

全般として庁舎保守管理費に関する御質問でございますので、市庁舎に勤務する一般事務職について回答をさせていただきます。

職員の勤務時間は月曜日から金曜日までのそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。正午から午後 1 時までは休憩時間となっております。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 超勤についての内部規定があれば伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 時間外勤務に関する内部規定は、安芸職員服務規程第 11 条の 2 で定められております。この運用は職員に時間外勤務、休日勤務を命ずる場合は、職員が事前に必要な時間外勤務を申請し、所属長がこれを承認することで、時間外勤務命令となります。また、時間外勤務命令を受けた職員は、勤務終了後速やかに所属長に報告し、検認を受けることとなっております。以上です。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 先ほどより質問していますが、光熱水道費の増額などは、職員にもう少し経費節約の意識があれば減らすことが可能かと思われます。一般的な家庭では、電気料金が上がればどこかで節約をして少しでも経費を削減しようと努めますが、どうも職員に対してはその意識づけがちょっと足らんのではないかという気がします。各課長にちょっとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。意識づけのほう。

○佐藤倫与議長 副市長。

○植野浩二副市長 お答えします。

時間外勤務の抑制について職員の意識づけということでございますが、これまでも課長会におきまして、所属長に対しまして時間外勤務時間の法定上限の遵守や職員のワーク・ライフ・バランスの重要性、そのほか健康管理など、時間外勤務の抑制につながる周知指導を行ってきまして、その後、各所属長におきまして、不要不急な時間外勤務命令の防止や、職員の早期退庁への声かけを行ってきております。直近では今年 11 月の課長会においても同様の周知を行ってきております。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 夜間、各階に電灯がよくついていますが、何をしているのかとの

市民の問合せがあります。平成 15 年第 3 回定例会会議録 282 号で、山下正浩議員が超勤問題を質問しています。当時の総務課長からは、対前年度比で約 70%程度に抑制する目標を掲げまして云々とあります。そして、4 月から 6 月までの間におきましては、70%抑制した計画の 60%で推移をしている状況ですとの答弁があつてます。現在、超過勤務抑制の呼びかけを行っているのか疑問ですが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 当然ながら働き方改革の中で法定上限なども決められておりますので、日頃から時間外勤務命令につきましては、適正な執行及び不要不急な勤務がない場合には早期退庁を促しておるところでございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） ③に入りまして、ノー残業デーについてですが、現在水曜日のノー残業デーは実施されているのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 毎週水曜日にノー残業として呼びかけを行っております。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 令和 4 年第 2 回定例会で、11 番山下正浩議員の質問に対して、前横山市長は、議員からの指摘がございましたので、4 月から再開し、毎週水曜日をノー残業デーとして庁内放送もしていると答弁していますが、この答弁から以降、庁内放送はされているのか伺います。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 ノー残業デーを始めたのはちょっと古くはなりますけれども、直近でいきますと、令和 4 年 4 月からおっしゃいましたように、呼びかけを再開という形でしております。現在、毎週水曜日のノー残業デーには、終業後、館内で全体放送により定時での退庁を呼びかけているところでございます。

○佐藤倫与議長 9 番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） この庁内放送もされているのに、なぜ守られていないのか。各課の課長は、どうして部下に指導できていないのかちょっと疑問になります。というのも、11 月、12 月と水曜日の夜間、何度か私も庁舎確認行きました。1 階から 3 階まで各階の電灯が明々となっているのを確認しています。全くノー残業デーということが守られていない現状だと思われます。

同じく令和 4 年第 2 回定例会で、11 番山下正浩議員の質問に対して、平成 15 年第 3 回定例会会議録の一部を前総務課長が読み上げています。内容は、超勤問題についての御指摘を受けたことをきっかけに、それぞれの改善の取組を行ってきたところであります。具体的には、事前命令の徹底、超過勤務命令が日常の勤務の延長にならないように、また意識を変える部分で、毎週水曜日をノー残業デーとする取組を、また超過勤務の抑制を何度となく呼びかけるなど、職員の意

識改革に努めてきたことも、こういうふうには減少傾向になった一つの結果だというふうに考えておりますとのことです。

このようにして抑制計画を立て、経費節減を図ってきていますが、当時と比べ、現在は職員の意識改革が全くできていないのではと思われ、残念でたまりませんが、市長、どう思われますか。

○佐藤倫与議長 総務課長。

○大坪 純総務課長 市長の前に先、お答えをさせていただきます。

意識改革は当然なんですけれども、実績時間でちょっと確認をいたしますとですね、令和2年度で命令時間2万9,600時間とか。令和3年度でちょっと増えまして3万4,900時間、令和4年度で3万800時間、令和5年度で3万1,600時間、令和6年度で2万5,300時間というふうには実績をちょっと見てみますと、令和3年度コロナウイルス対策の全般、令和5年度の新庁舎への移転とか工事建設で超勤は増えておりますものの、基本的に特別な事情ある場合を除けば、近年は減少傾向になっているのも事実でございます。また、令和6年度と令和7年度、本年度の比較におきましても、4月から10月までの比較とはなりますけれども、時間外命令時間は約2.7%減少しておる実績がございます。

以上のことから、必ずしも光熱水費が増加している主な要因とはなっておりませんことも一つ御理解いただきたいなと思っております。

○佐藤倫与議長 市長。

○西内直彦市長 総務課長の答弁もございましたが、私としましては、まずは業務の平準化と効率化を全庁的な課題として捉え、事務の見直しや文書事務の削減などに取り組み、残業につながる要因を減らすことで、残業時間の縮減を図っていくことが重要であると考えております。

また、ノー残業デーにつきましても、職員の健康確保や働き方改革を進める上で、職員の意識改革を促す重要な取組の一つと捉えており、引き続きその趣旨を踏まえながら継続してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下 裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 今回この質問をさせていただいたのは、光熱水道費が1年間で700万円増えたという結果が出てます、新庁舎になって。だからちょっとこれはどうかなと思って質問させていただきましたが、毎日毎日夜間の電灯がついている状況を見ると、税金の無駄遣いではないか、職員は経費削減の意識はあるかななどの声を聞きます。単なる日常業務の延長にならないように、必要な場合のみの超勤命令の厳格化、適正化を進めてほしいと願いまして、私の一般質問を終了いたします。

○佐藤倫与議長 以上で、9番山下 裕議員の一般質問は終結いたしました。

10番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず今回の質問の答弁は、同じ質問で、各課に問う質問もありますので、各課別での答弁もお願いしたいと思います。